

春日町町会会則改定案

令和7年4月14日

春日町町会

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、春日町町会（以下「本会」という。）と称する。

(区域)

第2条 本会の区域は、練馬区春日町全域とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、練馬区春日町3丁目2番地13号「春日町会館」に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦を図り、安全で明るい地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

(事業)

第5条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事
- (2) 清掃、美化等の環境整備に関する事
- (3) 保健衛生、健康に関する事
- (4) 防災、防火、防犯、交通安全に関する事
- (5) 住民の福祉厚生に関する事
- (6) 青少年の育成に関する事
- (7) 会員相互の連絡、広報に関する事
- (8) その他、目的達成に必要な事項

(部の設置)

第6条 本会は、前条の事業遂行のために次に掲げる部を設置する。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 総務部 | 事務所管理（庶務・掲示板・備品・外部契約・文書・会務の記録等）
その他各部に属さない一切の事項 |
| (2) 環境衛生部 | 環境美化および清掃、資源リサイクル、環境衛生に関する事項 |
| (3) 防災部 | 消火訓練、防火訓練、天災時における救助連絡に関する事項 |
| (4) 文化部 | 会員相互の友好交流および敬老祝に関する事項 |
| (5) 青少年部 | 青少年の育成、非行防止および成人祝に関する事項 |
| (6) 組織部 | 新規会員獲得のための諸活動、町会報の発行その他広報に関する事項
本会の目的遂行のための企画立案に関する事項 |

(その他部会)

第7条 前条のほか、事業遂行のため必要に応じ、臨時に専門部会を設けることができる。

第3章 組織

第8条 本会の円滑な運営を図るため、次の組織を設置する。

- (1) 班 各地区に、10世帯前後の会員を単位として班を設置、班長は輪番制とし、任期は1年とする

- (2) 支部 5班前後の班長により構成する支部を設置し、支部長を置く
- (3) 支部長会 各支部長により構成する支部長会を丁目単位に設置する

第4章 会員

(会員)

第9条 本会の会員は、第2条に定める区域に居住する世帯とする。なお、隣接する他町会に居住するが、かねてより本会とのかかわりが深く、本会の活動に賛同する世帯は会員とすることができる。

- 2 本会の活動を賛助する法人および事業所等は、賛助会員となることができる。但し、表決権は有しないものとする。

(会費)

第10条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 法人および事業所等については、別に定める。

(入会)

第11条 第2条および第9条の規定にしたがい、本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長あてに提出し、承認を得なければならない。

- 2 本会は、前項の申込みがあった場合、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会)

第12条 会員が、退会しようとするときは、別に定める退会届を会長あてに提出し、退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 第2条に定める区域に住所を有しなくなったとき
 - (2) 死亡または解散したとき

第5章 役員

(役員の種別)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名(各丁目ごと1名)
- (3) 会計 2名
- (4) 監事 2名
- (5) 部長 1名(各部ごと1名)
- (6) 支部長 1名(各支部ごと1名)

(役員の職務)

第14条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。また、担当する各丁目の運営状況を管理する。
- 3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿および書類を管理する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計および資産の状況を監査すること
- (2) 会長、副会長およびその他の役員の業務執行の状況を監査すること
- (3) 会計および資産の状況、または業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
- (4) 前号の報告のために必要があると認められるときは、総会の招集を請求すること
- 5 部長は、各部の長として担当する業務を執行する。
- 6 支部長は、選任された各支部の運営状況を管理する。

(役員の選任)

第15条 会長、副会長、会計、監事は総会において、賛助会員を除く会員の中から選任する。

- 2 部長は各部において部員の中から選出し、会長が委嘱する。
- 3 支部長は、支部内班長の互選により選出し、副会長が委嘱する。
- 4 監事と会長、副会長、会計及びその他の役員は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 任期途中に補充選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまで、最長6ヶ月を限度として、その職務を行なわなければならない。

(役員の解任)

第17条 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

- (1) 体調不良等の理由により、職務遂行に堪えない状況にあると認められるとき
- (2) 規約に違反したとき、または本会の名誉を著しく傷つける行為をしたとき

(顧問および相談役)

第18条 本会に顧問および相談役を置くことができる。

- 2 顧問および相談役は、役員会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問および相談役は、会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べるができる。
- 4 顧問および相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。

第6章 総会

(総会の種別)

第19条 本会の総会は、定期総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、賛助会員を除く会員をもって構成する。

(総会の審議事項)

第21条 総会は、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 事業計画および予算決定に関すること
- (2) 事業報告および決算の承認に関すること
- (3) 会費の額および徴収方法の変更にに関すること

- (4) 会則の改正に関する事
- (5) 役員を選任および解任に関する事
- (6) 財産の管理および処分に関する事
- (7) その他、総会において必要と認める事項

(総会の開催)

第22条 定期総会は、毎年度決算終了後2ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、つぎの各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき
 - (2) 総会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき
 - (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき

(総会の招集)

第23条 総会の招集は会長が行なう。

- 2 会長は、前条第2項第2号および第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、開催日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(総会の議決)

第25条 総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総会の議事は、第23条第3項の規定により、あらかじめ通知した事項のみ議決することができる。

(会員の表決権)

第26条 会員は、総会において各々一箇の表決権を有する。

(総会の書面表決)

第27条 止むを得ない理由により、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、つぎの事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 出席者数
- (3) 開催目的、審議事項および議決事項
- (4) 議事の経過の概要およびその結果
- (5) 議長および議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第7章 役員会

(役員会の構成)

第29条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権限)

第30条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会議決事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行の関する事項

(役員会の招集)

第31条 役員会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、役員3分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から10日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第32条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の議決等)

第33条 役員会の議決は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(役員会の議事録)

第34条 役員会の議事録は、第28条第1項第1号乃至第4号の規定を準用する。

- 2 議事録には、議長および副会長1名が、署名押印しなければならない。

第8章 執行部会

(執行部会)

第35条 執行部会は、会長、副会長、会計、各部部長で構成し、必要に応じ会長が招集する。

(執行部会の議長)

第36条 執行部会の議長は、会長がこれにあたる。

(執行部会の審議事項)

第37条 執行部会は、本会の運営にかかる重要事項を審議するほか、役員会に付議する事項をあらかじめ審議し、役員会の円滑な運営、進行に資するものとする。

(執行部会の議決等)

第38条 執行部会の議決は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第9章 支部長会

(支部長会の目的)

第39条 支部長会は、各支部に対する情報伝達のほか、支部運営にかかる意見交換、支部相互間の意思疎通および活性化を図ることを目的に設置する。

(支部長会会長)

第40条 各丁目を担当する副会長が、支部長会会長として統括する。

(開催周期)

第41条 支部長会は、期中に一回以上開催する。

第10章 資産および会計

(資産の構成)

第42条 本会の資産は、つぎの各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第43条 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(経費の支弁)

第44条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第45条 本会の事業計画および予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告および決算)

第46条 本会の事業報告および決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受けたうえで、毎会計年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第47条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11章 雑則

(会則の変更)

第48条 本会則の変更は、総会において出席会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

(備付帳簿および書類)

第49条 本会の事務所には、会則、会員名簿、総会および役員会の議事録、収支に関する帳簿、その他必要な書類を備え置かなければならない。

(帳簿の閲覧)

第50条 会員は、本会常備の帳簿のうち、会員名簿以外の帳簿を閲覧することができる。但し、閲覧の請求は事前に目的、事由を書面にて提出後、会長が指定した日時、場所とする。

(委任)

第51条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会が定める。但し、この場合においては、つぎの総会において承認を得なければならない。

附則

この会則は令和7年5月25日より施行する。

附則

この会則の制定をもって、昭和42年4月1日施行の春日町町会会則は廃止する。